

公益社団法人日本眼科医会推奨眼鏡店制度規程

第1章 総則

(目的)

第1条

この規程は、職業能力開発促進法第44条第1項及び47条第1項の規定に基づき眼鏡作製技能士の検定制度が制定されたことに鑑み、公益社団法人日本眼科医会（以下、「日本眼科医会」という。）による推奨眼鏡店の推薦を通して眼科専門医と眼鏡作製技能士の在籍する眼鏡店との連携を強化することにより、眼鏡作製技能士の資格取得及び眼鏡店への配置の促進と眼鏡作製技能士の技能、資質及び倫理の一層の向上を図るとともに、眼科医療機関（眼科専門医）の眼鏡処方箋に基づく高品質で眼科学的に適切な眼鏡の提供を拡充し、もって国民の目の健康と眼鏡の快適な利用を促進することを目的とする。

(原則)

第2条 日本眼科医会、公益社団法人日本眼鏡技術者協会（以下、「日本眼鏡技術者協会」という。）及び一般社団法人日本メガネ協会（以下、「日本メガネ協会」という。）は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、本規程に係る事業を行ってはならない。

(運用)

第3条 日本眼科医会推奨眼鏡店制度は、日本眼科医会が主体となり推奨し、運用に関しては日本眼科医会と日本メガネ協会が協力して行うものとする。

(定義)

第4条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 推奨眼鏡店 日本眼科医会から1条の目的に資する眼鏡店として推薦を受けた眼鏡店。
- 二 眼鏡作製技能士 職業能力開発促進法第44条第1項及び47条第1項の規定に基づき日本眼鏡技術者協会が検定を行う技能検定職種である「眼鏡作製技能士」の資格を有する個人。
- 三 眼科専門医 眼科を標榜している医療機関において、開設者又は勤務医として、専ら眼科を専門に診療している医師。

第2章 推奨及び推奨取消し

(認定要件)

第5条 推奨眼鏡店の推薦要件は、次の各号の全てを満たすこととする。

- 一 日本メガネ協会の小売店会員であること。
- 二 日本メガネ協会の会員であり、日本メガネ協会の生涯教育（リカレント教育）を継続して受けている眼鏡作製技能士が、少なくとも1名以上在籍していること。
- 三 日本眼科医会会員の眼科専門医から推薦に必要な情報（フォームI）を取得していること。
- 四 申請に際し、在籍する眼鏡作製技能士が次に掲げる事項につき一般的な知識を有すること、眼科専門医との連携を適切に行うことを誓約・合意の上、署名すること。
 - (1) 眼の状態（眼病・目の動き・視力）が疑わしい場合の眼科専門医への速やかな紹介および眼鏡処方箋による眼鏡調製。

- (2) 幼児・学童に対する眼科専門医への紹介および眼鏡処方箋による眼鏡調製。
- (3) 遠用若しくは近用眼鏡を初めて作製する者の眼科専門医への紹介、検診の推奨。
- (4) 医行為、疾病等の診断に関する行為及びそれらに類する行為を行ってはならないこと。
- (5) 眼科医が発行した眼鏡処方箋を、処方医に無断で変更してはならないこと。

五 申請に際し、店舗の管理について責任を負う者が次に掲げる事項を遵守することを誓約・合意の上、署名すること。

- (1) 犯罪又は不正の行為を行わず、推奨眼鏡店としての品位を損する行為を行わないこと。
- (2) 自社のホームページおよび広告媒体等で医行為、疾病等の診断に関する行為及びそれらに類する行為を行っている旨の記載を行わないこと。
- (3) 医行為、疾病等の診断に関する行為及びそれらに類する行為を行う資格があるかのような誤認・混同を招く態様で海外の資格を表示しない。海外の資格を表示する場合は、医行為、疾病等の診断に関する行為及びそれらに類する行為が行えないことを明記する。
- (4) 眼鏡店の経営母体が暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成（以下総称して「反社会的勢力」という）ではなく、かつ、眼鏡店の従業員が反社会的勢力または反社会的勢力に自己の名義を利用させる者でないこと。

（推奨期間及び更新）

第6条 推奨は3年ないし5年ごとの更新制とする。

（推奨取消し）

第7条 日本眼科医会および都道府県眼科医会は、推奨眼鏡店が推薦要件を満たさなくなったと認めた場合、推奨を取り消すことができる。

- 2 日本眼科医会および都道府県眼科医会は、推奨眼鏡店が本規程第5条第1号あるいは第5条第2号の要件を満たさなくなった場合は、推奨を取り消す。ただし、推奨眼鏡店の申し出に基づき、取消しまで一定の猶予を認めることができる。

第3章 推奨手続

（申請）

第8条 推奨の申請は、電子媒体申請書（フォームⅡ）を提出しなければならない。

（申請窓口）

第9条 前条の申請フォームの提出は、申請を行う眼鏡店が所在する各都道府県眼科医会、日本眼科医会、日本メガネ協会に対して行うものとする。

- 2 都道府県眼科医会、日本眼科医会、日本メガネ協会は、推奨の可否について意見を付すことができる。

（推奨）

第10条 日本眼科医会は、申請のあった眼鏡店につき、第5条に掲げる推薦要件に適合するかどうかを審査する。

- 2 日本眼科医会は、推奨の可否について、日本メガネ協会と協議の上で審査する。
- 3 推奨を希望するにあたって、眼鏡店は対価を提供してはいけない。
- 4 推奨は日本眼科医会の正会員が行う。

(調査及び事務の委託)

第11条 日本眼科医会は、必要と認めた場合は、日本メガネ協会及び当該眼鏡店が所在する都道府県の各眼科医会に対して、申請に係る庶務及び申請者が第5条の推薦要件に適合するかに関する調査を委託することができる。

(推奨後の取扱い)

第12条 日本眼科医会は、推奨眼鏡店を推薦した後は、日本眼科医会のホームページ上にリンクを設け、日本メガネ協会のホームページ上で公表する。

- 2 日本眼科医会は、推奨眼鏡店に対して、推奨証を交付する。
- 3 推奨眼鏡店は、推奨証を店頭に掲示しなければならない。

(推奨料と費用)

第13条 推奨料は発生しない。

- 2 推奨証の発行及び郵送費用等の手続に係る実費は、推奨を受ける眼鏡店の負担とする。

(規程の改正)

第14条 規程の変更が必要な場合、日本眼科医会が改正し、日本メガネ協会に通知し、変更内容を日本眼科医会ホームページで公表する。

- 2 前項の改正は、日本眼科医会の理事会の決議によって行う。

附 則 この規程は、令和7年7月1日から施行する。

埼玉県では本規定内の「眼科専門医」を「眼科医」として運用し、推奨期間を3年とする。(令和8年4月1日施行)